



平成 23 年 5 月 25 日

各 位

上場会社名	日本パーキング株式会社
代表者	代表取締役社長 岡本 政彦 (コード番号 8997)
問合せ先責任者	常務取締役 管理部門担当 各務 善敏 (TEL 03-3222-0773)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 22 日付け当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 23 年 4 月 22 日付け当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更並びに当社による全部取得条項付普通株式の取得につき、当社の第 14 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ スタンダード」といいます。）の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 23 年 6 月 22 日までの間、整理銘柄に指定され、平成 23 年 6 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ スタンダードにおいて取引することはできません。

記

1. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得の内容

当社は、平成 23 年 4 月 22 日付け当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、東京建物株式会社（以下「東京建物」といいます。）の実質的完全子会社となることを目的として、以下の①から③までの方法（以下「本実質的完全子会社化手続」と総称します。）を実施するために必要なご承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）とします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設します（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 3,333 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものとします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 3,333 分の 1 株の割合をもって交付します。この際、東京建物及び山伸有限会社（東京建物の完全子会社です。以下「山伸」といいます。）

以外の全部取得条項付普通株式の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。なお、交付されるA種種類株式が1株未満となる各株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

2. 種類株式発行に係る定款一部変更（本実質的完全子会社化手続のうち①）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

種類株式発行に係る定款一部変更の件は、本定時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第1号議案の内容は、平成23年4月22日付け当社プレスリリースの「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 効力発生日

種類株式発行に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって本日生じております。

3. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更（本実質的完全子会社化手続のうち②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件は、本定時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、平成23年4月22日付け当社プレスリリースの「2. 全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」に記載のとおりです。

(2) 効力発生日

全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成23年6月28日に効力が生ずるものであります。

4. 全部取得条項付普通株式の取得（本実質的完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本定時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第3号議案の内容は、平成23年4月22日付当社プレスリリースの「3. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

(2) 効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、上記3.の「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件に、平成23年6月28日に効力が生ずるものであります。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、東京建物及び山伸以外の各株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しては、会社法第

234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。具体的には、各株主の皆様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数については、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付します。ただし、上記売却にあたり、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主の皆様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しています。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式数に金60,000円（本公開買付け(*)における当社普通株式1株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様に対して交付できるような価格に設定することを予定していますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(*) 「本公開買付け」とは、平成23年2月8日付け当社プレスリリース「東京建物株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」、並びに同日付け「親会社、親会社以外の支配株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせした、東京建物による、平成22年12月20日から平成23年2月7日までの間の、当社普通株式に対する公開買付けをいいます。

5. 上場廃止の予定について

上記のとおり、上記承認可決の結果、当社普通株式は、JASDAQスタンダードの上場廃止基準に該当することとなり、当社普通株式は平成23年5月25日から同年6月22日までの間、整理銘柄に指定され、平成23年6月23日をもって上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQスタンダードにおいて取引することはできません。

6. 本実質的完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本実質的完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成23年5月25日(水)
種類株式発行に係る定款一部変更(上記2)の効力発生日	平成23年5月25日(水)
整理銘柄への指定	平成23年5月25日(水)
全部取得条項付普通株式の取得(上記4)及びA種種類株式交付に係る基準日 公告	平成23年5月26日(木)
当社普通株式の売買最終日	平成23年6月22日(水)
当社普通株式の上場廃止日	平成23年6月23日(木)
全部取得条項付普通株式の取得(上記4)及びA種種類株式交付に係る基準日	平成23年6月27日(月)
全部取得条項の付加に係る定款の一部変更(上記3)の効力発生日	平成23年6月28日(火)
全部取得条項付普通株式の取得(上記4)及びA種種類株式交付の効力発生日	平成23年6月28日(火)

以上